

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年7月10日
【会社名】	株式会社御園座
【英訳名】	Misonoza Theatrical Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 栄 胤
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄一丁目6番14号
【電話番号】	(052) 222-8201
【事務連絡者氏名】	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄一丁目6番14号
【電話番号】	(052) 222-8201
【事務連絡者氏名】	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,100,000,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年3月13日 (水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式 の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月18日に提出した有価証券届出書（平成25年4月26日、同年5月15日、同年5月28日、同年6月4日、同年6月28日及び同年7月1日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項につきまして、同年7月10日付の取締役会決議において、発行条件等の決定時期、申込期間、払込期日等に関する日程の変更を決定いたしましたので、関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
- 4 新規発行による手取金の使途

募集に関する特別記載事項

- 1 事業再生ADR手続について

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項

第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて
- 2 臨時報告書の提出について

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<訂正前>

種類	発行数	内容
普通株式	34,000,000株 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 当社は、平成25年6月28日開催の当社定時株主総会において、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）に係る募集事項の決定を取締役会へ委任すること、本件第三者割当に関する募集株式の数の上限を34,000,000株とすること及び払込金額（発行価額）の下限を100円とすることを決議いたしました。今後、平成25年7月中旬開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議する予定です。
2. 本件第三者割当に係る発行価額、発行数及び発行価額の総額は、いずれも確定しておりません。発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び金融機関との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として、7月中旬に決定し、発行価額は同時期に割当予定先との交渉を経て決定いたします。したがって、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額（発行価額の総額）が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。

（後略）

<訂正後>

種類	発行数	内容
普通株式	34,000,000株 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 当社は、平成25年6月28日開催の当社定時株主総会において、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）に係る募集事項の決定を取締役会へ委任すること、本件第三者割当に関する募集株式の数の上限を34,000,000株とすること及び払込金額（発行価額）の下限を100円とすることを決議いたしました。今後、当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議いたしますが、その発行決議は平成25年7月から平成26年3月期第3四半期前半までのいずれかの日（以下「発行決議日」といいます。）を予定しております。発行決議日の目処につきましては、決定次第速やかに公表いたします。
2. 本件第三者割当に係る発行価額、発行数及び発行価額の総額は、いずれも確定しておりません。発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び金融機関との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として、発行決議日に決定し、発行価額は同時期に割当予定先との交渉を経て決定いたします。したがって、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額（発行価額の総額）が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。

(後略)

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

<訂正前>

(前略)

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
3. 前記「1 新規発行株式」の注2に記載のとおり、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額（発行価額の総額）が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。実際の発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び金融機関との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定し、かかる金額に応じて資本組入額の総額も決定します。

<訂正後>

(前略)

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
3. 前記「1 新規発行株式」の注2に記載のとおり、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額（発行価額の総額）が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。実際の発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び金融機関との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として発行決議日に決定し、かかる金額に応じて資本組入額の総額も決定します。

(2)【募集の条件】

<訂正前>

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)2	未定 (注)2	1,000株	自 平成25年8月2日(金) 至 平成25年8月9日(金)	1株につき 発行価格と 同一の金額	平成25年8月12日(月)

(注)1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は未定であり、今後、当社の株価動向を踏まえて割当予定先との交渉を行い7月中旬に決定いたします。発行価格は払込金額と同一であり、当社は、平成25年6月28日開催の定時株主総会において、払込金額の下限を100円とすることを決議いたしました。

(中略)

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

<訂正後>

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)2	未定 (注)2	1,000株	自 平成25年8月2日(金) 至 平成25年8月9日(金) (注)7	1株につき 発行価格と 同一の金額	平成25年8月12日(月) (注)7

(注)1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は未定であり、今後、当社の株価動向を踏まえて割当予定先との交渉を行い発行決議日に決定いたします。発行価格は払込金額と同一であり、当社は、平成25年6月28日開催の定時株主総会において、払込金額の下限を100円とすることを決議いたしました。

(中略)

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 申込期間及び払込期日は、当初の有価証券届出書の提出時点において暫定的に上記日程を予定しておりましたが、平成25年7月10日の当社取締役会決議において、発行決議を平成25年7月から平成26年3月期第3四半期前半までのいずれかの日とすることを決定いたしましたので、申込期間及び払込期日についても、かかる発行決議日の変更に応じて変更されます。確定した申込期間及び払込期日は発行決議日に公表されますが、発行決議が行われた後おおむね1か月以内に払込みが行われるよう、申込期間及び払込期日を決定する予定です。なお、発行決議日の目処につきましては、決定次第速やかに公表いたします。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

(前略)

- (注)1. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、前記「1 新規発行株式」記載の発行数に平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出した見込額であります。実際の払込金額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び金融機関との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定します。
2. 発行諸費用の概算額は、登録免許税、目論見書印刷費用等の合計額であります。

<訂正後>

(前略)

- (注)1. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、前記「1 新規発行株式」記載の発行数に平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出した見込額であります。実際の払込金額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び金融機関との協議等を踏まえて34億円を上限の目処とし

て発行決議日に決定します。

2. 発行諸費用の概算額は、登録免許税、目論見書印刷費用等の合計額であります。

【募集に関する特別記載事項】

1 事業再生ADR手続について

<訂正前>

（前略）

また、事業再生計画には、平成26年3月末までの債務超過の解消を目的とする資本増強策として、本件第三者割当が記載されております。しかしながら、本件第三者割当の引受けの依頼先として当社が想定しているのは、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みであることを踏まえ、当社は想定される割当予定先との間の交渉を有価証券届出書の提出後に行うこととしており、本有価証券届出書の訂正届出書の提出時点において、割当予定先及び発行条件はいずれも未定です。今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先は平成25年7月中旬に決定する予定であります。また、第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれるため、発行条件の最終的な決定についても平成25年7月中旬を予定しております。

（後略）

<訂正後>

（前略）

また、事業再生計画には、平成26年3月末までの債務超過の解消を目的とする資本増強策として、本件第三者割当が記載されております。しかしながら、本件第三者割当の引受けの依頼先として当社が想定しているのは、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みであることを踏まえ、当社は想定される割当予定先との間の交渉を有価証券届出書の提出後に行うこととしており、本有価証券届出書の訂正届出書の提出時点において、割当予定先及び発行条件はいずれも未定です。今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先は発行決議日に決定する予定であります。また、第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれるため、発行条件の最終的な決定についても発行決議日を予定しております。

（後略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

<訂正前>

本件第三者割当においては、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当社は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしたので、本有価証券届出書の訂正届出書の提出時点において、割当予定先は未定です。

今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先は平成25年7月中旬に決定する予定であります。また、第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれ、発行条件の最終的な決定についても平成25年7月中旬を予定しております。

今後、割当予定先が決定次第、割当予定先の状況を速やかに開示いたします。

<訂正後>

本件第三者割当においては、当社の地元である中部地区の企業や自治体、個人の方々等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当社は有価証券届出書の

提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしたので、本有価証券届出書の訂正届出書の提出時点において、割当予定先は未定です。

今後、当社による依頼、割当予定先との間の交渉及び割当予定先による意思決定手続等を経て、割当予定先は発行決議日に決定する予定であります。また、第三者割当の性質上、発行条件は割当予定先との交渉を反映して決定することが見込まれ、発行条件の最終的な決定についても発行決議日を予定しております。

今後、割当予定先が決定次第、割当予定先の状況を速やかに開示いたします。

3【発行条件に関する事項】

<訂正前>

上記「1 割当予定先の状況」に記載のとおり、現状では割当予定先が未定であることから、本件第三者割当の発行価額を含む発行条件についても現状では未定であり、今後、割当予定先を選定する過程で、割当予定先との間で発行条件について当社の株価動向を踏まえた交渉を行います。本件第三者割当に関する交渉に要する期間に鑑みて、発行条件の決定及び割当予定先の最終的な決定は、平成25年7月中旬となる見込みであり、発行条件の決定にあたってはその時点までの当社の株価動向が反映されます。

払込金額については、当社の現状及び現在出資を依頼している割当予定先との間の交渉を踏まえ、発行条件の決定日（以下「発行条件決定日」といいます。）の前営業日の終値（株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値をいいます。以下同じ。）又は発行条件決定日に先立つ1か月、3か月若しくは6か月における終値の平均値のうち最も低い価額を基準に、10%から20%の範囲でディスカウントした金額とすることが合理的であると考えております。上記方式により算出される払込金額は、会社法に定める「特に有利な金額」に該当する可能性があります。その場合には取締役会限りで募集事項の決定を行うことができず、本件第三者割当に関する割当予定先との交渉が調ったとしても、機動的な募集株式の発行が阻害されるおそれがあります。このため、平成25年6月28日開催の定時株主総会において払込金額の下限を100円としたうえで募集事項の決定について当社取締役会が委任を受けることを決議し、今後の機動的な募集株式の発行に備えることとしております。

上記払込金額の下限は、平成25年5月27日の当社株式の終値に対して30.56%ディスカウントされた金額であり、同日に先立つ1か月、3か月及び6か月における終値の平均値からのディスカウントもそれぞれ29.85%、30.65%及び25.23%でありますので、発行条件決定日時点の株価の水準によるものの、かかる下限は、会社法第200条第2項に定める「特に有利な金額」に該当する可能性があるものと考えられます。もっとも、当社は既に債務超過に陥っており、株式価値の維持に不可欠な上場維持を実現するためには、平成26年3月末までの債務超過の解消を目指した増資が必須であることや、事業再建のためには、当社の中核的な事業である劇場事業において将来の収益性を改善することが不可欠であり、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得するためには、金融機関に対して将来の借入れを依頼することに加え、資本の増強が必要であることから、第三者割当により資金調達を行うことが最善の策であると考えられる一方、当社の財務諸表には継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されており、時価による新株式の引受けを期待し難い状況にあるため、株価次第で当該下限の払込金額で募集をすることが必要であると考えております。

なお、発行条件決定日において上記方式により算出される金額が払込金額の下限である100円を下回る場合には、当社取締役会は、株主総会による当社取締役会への委任にかかわらず、当社取締役会が有する権限及び裁量の範囲内で本件第三者割当の募集事項を決定することがあります。

払込金額を含む発行条件については、発行条件決定日までの割当予定先との交渉を踏まえて最終的に決定されます。払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方は、今後、発行条件が最終的に決定次第、速やかに開示いたします。

<訂正後>

上記「1 割当予定先の状況」に記載のとおり、現状では割当予定先が未定であることから、本件第三者割当の発行価額を含む発行条件についても現状では未定であり、今後、割当予定先を選定する過程で、割当予定先との間で発行条件について当社の株価動向を踏まえた交渉を行います。本件第三者割当に関する交渉に要する期間に鑑みて、発行条件の決定及び割当予定先の最終的な決定は、発行決議日となる見込みであり、発行条件の決定にあたってはその時点までの当社の株価動向が反映されます。

払込金額については、当社の現状及び現在出資を依頼している割当予定先との間の交渉を踏まえ、発行決議日の前営業日の終値（株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値をいいます。以下同じ。）又は発行決議日に先立つ1か月、3か月若しくは6か月における終値の平均値のうち最も低い価額を基準に、10%から20%の範囲でディスカウントした金額とすることが合理的であると考えております。上記方式により算出される払込金額は、会社法に定める「特に有利な金額」に該当する可能性があります。その場合には取締役会限りで募集事項の決定を行うことができず、本件第三者割当に関する割当予定先との交渉が調ったとしても、機動的な募集株式の発行が阻害されるおそれがあります。このため、平成25年6月28日開催の定時株主総会において払込金額の下限を100円としたうえで募集事項の決定について当社取締役会が委任を受けることを決議し、今後の機動的な募集株式の発行に備えることとしております。

上記払込金額の下限は、平成25年5月27日の当社株式の終値に対して30.56%ディスカウントされた金額であり、同日に先立つ1か月、3か月及び6か月における終値の平均値からのディスカウントもそれぞれ29.85%、30.65%及び25.23%でありますので、発行決議日時点の株価の水準によるものの、かかる下限は、会社法第200条第2項に定める「特に有利な金額」に該当する可能性があるものと考えられます。もっとも、当社は既に債務超過に陥っており、株式価値の維持に不可欠な上場維持を実現するためには、平成26年3月末までの債務超過の解消を目指した増資が必須であることや、事業再建のためには、当社の中核的な事業である劇場事業において将来の収益性を改善することが不可欠であり、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得するためには、金融機関に対して将来の借入れを依頼することに加え、資本の増強が必要であることから、第三者割当により資金調達を行うことが最善の策であると考えられる一方、当社の財務諸表には継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されており、時価による新株式の引受けを期待し難い状況にあるため、株価次第で当該下限の払込金額で募集をすることが必要であると考えております。

なお、発行決議日において上記方式により算出される金額が払込金額の下限である100円を下回る場合には、当社取締役会は、株主総会による当社取締役会への委任にかかわらず、当社取締役会が有する権限及び裁量の範囲内で本件第三者割当の募集事項を決定することがあります。

払込金額を含む発行条件については、発行決議日までの割当予定先との交渉を踏まえて最終的に決定されます。払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方は、今後、発行条件が最終的に決定次第、速やかに開示いたします。

第三部【追完情報】

<訂正前>

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第123期、提出日平成25年6月28日）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年7月1日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第123期）の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年7月1日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<訂正後>

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第123期、提出日平成25年6月28日）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年7月10日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第123期）の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年7月10日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。